

フィリピン共和国 (Republic of the Philippines)

通 信

I 監督機関等

1 情報通信技術省 (DICT)

Department of Information and Communications Technology

Tel.	+63 2 8920 0101
URL	https://dict.gov.ph/
所在地	C. P Garcia Ave., Diliman, Quezon City, Metro Manila 1101, PHILIPPINES
幹 部	Ivan John E. Uy (大臣／Secretary)

所掌事務

2016 年 6 月の「共和法第 10844 号」に基づき設立された。情報通信技術局 (Information and Communications Technology Office : ICTO) や国際コンピュータセンター (National Computer Center : NCC) といった機関が DICT に統合されたほか、電気通信委員会 (National Telecommunications Commission : NTC) や国家プライバシー委員会 (National Privacy Commission : NPC) 等の組織が附属機関とされた。

主な所掌事務は、ICT 関連の政策立案、電子政府等の ICT 利用の促進、ICT 関連の法整備である。

2 電気通信委員会 (NTC)

National Telecommunications Commission

Tel.	+ 63 2 8924 4042
URL	https://ntc.gov.ph/
所在地	NTC Bldg., BIR Road, East Triangle, Diliman, Quezon City 1104, PHILIPPINES
幹 部	Ella Blanca B. Lopez (委員長代行／Commissioner officer in charge)

所掌事務

1979年に「大統領令第546号」に基づき設立された。ガイドライン、規則を策定可能な独立規制機関であり、大統領府直属に設置されていたが、2016年6月の「共和法第10844号」により、情報通信技術省の附属機関となった。電気通信分野における主な所掌事務は以下のとおりである。

- ・電気通信設備及び電気通信サービスに関する規制、基準等の制定
- ・電気通信事業の運営地域の設定及び電気通信料金の設定
- ・無線局及び電気通信設備の管理監督
- ・電気通信設備・機器輸入の規制、法執行

II 法令

公衆電気通信政策法（Public Telecommunications Policy Act：PTPA、共和国法第7925号）

1995年3月に施行された。事業免許の付与条件、事業者の義務等が規定されている。電気通信設備を所有する電気通信事業者に、一定期間に一定数の加入者回線の設置を義務付ける一方、設備を保有せずにサービスを提供する付加価値サービス事業者に対しては、電気通信市場への参入を原則自由とすること等を規定している。なお、同法には、法令違反を犯した通信事業者に対する罰則規定が存在しないため、2019年10月にNTCに対して違反者を処罰する権限を付与するための改正法案が下院議会に提出されたが、2022年10月現在、同議会の情報通信技術委員会において審議継続中である。

III 政策動向

1 免許制度

通信事業免許は「公衆電気通信政策法」第7条から第13条に基づき、下記の分類によりNTCより付与される。

- ・地域交換事業者（Local Exchange Operator）
- ・中継交換事業者（Inter-Exchange Carrier）
- ・国際通信事業者（International Carrier）
- ・付加価値通信事業者（Value-added Service Provider）
- ・移動無線事業者（Mobile Radio Services）
- ・無線呼出事業者（Radio Paging Services）

「憲法」第12条第11項及び公共サービス法により、「公益事業」への外資比率の上限は40%と規定されており、通信事業も「公益事業」に該当し当該規定が適用されると解釈されてきたが、2022年の公共サービス法の改正により「公益事業」の定義が、電力の送配電、石油又は石油製品のパイプライン輸送システム、上下水道、港湾、公共交通車両と明確化され、それに該当しない通信事業の分野

では外資資本が 100%投資が可能になった。ただし、重要インフラである通信分野では相手国がフィリピン人国籍者の投資を認めていない場合は 50%以上の保有が禁止される。また、安全保障等の理由により、大統領は外資による投資を個別に保留もしくは禁止する権限を有する。

2 競争促進政策

(1) 新規参入

DICT は 2018 年 1 月、PLDT、グローブ (Globe Telecom) に続く第 3 の通信事業者を新規参入させる意向を表明。2019 年 7 月、中国電信と国内企業 3 社 (Mindanao Islamic Telephone Corporation、Udenna Corporation、Chelsea Logistics Holdings) が出資する Dito Telecommunity (選定当時の名称は Mislattel) に免許を付与した。同社は参入後 5 年間で 2,500 億 PHP を投資し、5 年後には 84%の人口カバレッジを実現すると確約しており、2021 年 3 月には商用サービスを開始している。

(2) 番号ポータビリティ

ドゥテルテ大統領 (当時) は 2019 年 2 月に「移動電話番号ポータビリティ法 (Mobile Number Portability Act)」(共和国法 11202 号) に署名した。同法は施行から 6 か月以内に、移動体通信事業者に対して全国で番号ポータビリティ (MNP) を無料で実施可能とすることを義務付けている。これが実行されない場合は、1 万 PHP の罰金を科す権限を NTC に付与している。なお、その後も MNP を拒否し続けた場合には罰金は 4 万 PHP に増額されることになる。

NTC は同法の施行を受け、2019 年 6 月に MNP に関する規則及び規制を定めた「Memorandum Circular 03-06-2019」を発令している。

(3) SIM ロック解除義務化

NTC は 2019 年 5 月に「Memorandum Circular 01-05-2019」において、移動電話の SIM ロック解除についてのガイドラインを発表した。移動体通信事業者には主に以下の義務が課され、義務に違反した場合には罰則が科される可能性がある。

- ・利用者の求めに応じて、2 営業日以内に、初期契約満了後の移動電話について SIM ロックを解除するか、機器メーカーに SIM ロック解除の依頼を申請すること

- ・SIM ロック解除ができない場合、あるいは解除に時間を要する場合は、利用者にその理由を説明すること

- ・SIM ロック解除に関するポリシーを公式サイト上に掲載すること

- ・SIM ロック解除のために必要な情報を利用者に提供すること

3 情報通信基盤整備政策

(1) ブロードバンド・サービスの速度標準

2020年9月、上院公共サービス委員会は、国内ブロードバンド・サービスの速度標準を設定した「2020年上院法案第1831号（通称、Better Internet Act）」を承認した。同法案は、国内通信及びISP事業者に対して、DICTの決定に従い、「国内でブロードバンドが提供されていない地域とサービスが不十分な地域において、固定及びモバイル・ブロードバンドのサービス・エリアを3年以内に拡張する」ことを求めた。また、同法では、各事業者が提供するブロードバンドの最低速度（下り）について、以下のとおり、提案した。

①高度に都市化された地域：固定ブロードバンドが10Mbps、モバイル・ブロードバンドが5Mbps

②その他すべての都市圏：固定ブロードバンドが5Mbps、モバイル・ブロードバンドが3Mbps

③地方部：固定ブロードバンドが3Mbps、モバイル・ブロードバンドが2Mbps

なお、同法案は2022年7月に、事業者に対する要求水準を高めた内容を含んだうえ、上院議会で「2022年上院法案第386号」として再提出された。新法案では、各事業者は「国内でブロードバンドが提供されていない地域とサービスが不十分な地域において、固定及びモバイル・ブロードバンドのサービス・エリアを2年以内に拡張する」ことが求められ、また、通信速度についての要求も以下のとおり改訂された。

①都市化された地域：固定ブロードバンドが20Mbps、モバイル・ブロードバンドが10Mbps

②その他すべての都市：固定ブロードバンドが10Mbps、モバイル・ブロードバンドが5Mbps

③地方部：固定ブロードバンドが5Mbps、モバイル・ブロードバンドが2Mbps

上記の新法の施行後には、すべての通信及びISP事業者に対して2年以内に、上記の内容を実践することが求められるが、法案は2023年1月現在、成立していない。

（2）衛星通信事業の拡大政策

DICTは2022年5月、衛星通信事業の拡大に資するための施策に着手したことを発表した。DICTは衛星通信事業者に国内事業を拡大し、DICTが推進しているデジタル・トランスフォーメーション(DX)事業に寄与することを促しており、衛星通信事業及び同システム・プロバイダの事業環境を整備する等、政策面においても支援することを明らかにした。

DICTはこれまでも、衛星通信事業者が迅速に市場参加できるよう、登録、規制及び監視等の簡素化及び自由化に取り組んでおり、事業者のためのオンライン申請プラットフォームを導入する計画も示している。また、DICTは、上述の外資規制の緩和によりSpace X社のStarlinkのフィリピン国内への迅速な展開が

可能になったことを評価しており、外資企業による更なる投資を歓迎する姿勢を示している。

DICT は、固定や移動体を使用する高機能 ICT インフラでも自然災害に対しては脆弱であり、地理的に孤立した地域対策としても衛星通信アクセスは重要であるとしている。

4 ICT 政策

(1) デジタル付加価値税

下院議会は 2021 年 9 月、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 対策の財源確保を目的に、国内のデジタル取引に 12%の付加価値税 (VAT) を課す法案を可決した。法案は、デジタル・サービス提供者 (Digital Service Provider : DSP) に対して、DSP が提供するデジタル・サービス及び DSP を介して取引される財・サービスの双方に課税を賦課することを規定している。

具体的な課税対象は、オンライン広告、購読料を得るデジタル・サービス、その他インターネットを介する電子取引となり、デジタル・サービスには、オンライン・ライセンスやソフトウェアのアップデートとアドオン、ウェブサイトのフィルタとファイアウォール等も含まれる。

また、音楽、ファイル、画像、テキスト等のデジタル・コンテンツ、オンライン広告スペースや電子取引の場、検索サービス、SNS、データベースの提供も課税の対象となる。

ただし、電子的に又はオンラインで販売される書籍その他の印刷物は適用除外であり、一定売上げ以下の中小企業及び一定所得以下の個人への課税は免除となる。

(2) SIM 登録の義務化

2022 年 10 月 10 日、移動電話の SMS を用いた詐欺等の防止を目的に、すべての SIM カードの所有者情報の登録を義務付ける Republic Act No. 11934 (SIM Card Registration Act) が成立し、同年 12 月 27 日に施行された。同法は、通信会社と SIM カードの販売会社に対して SIM カード販売時に有効な身分証の提示を求めることを義務付けるとともに、SIM カード所有者に対して、法施行後 180 日以内に個人情報を通信用会社に登録することを義務付けている。また、通信事業者は登録された SIM カード登録情報を保存し、裁判所の命令又は召喚状に応じて情報を開示することが求められている。

(3) 国際連携

DICT とシンガポール情報通信省は 2022 年 9 月、デジタル分野における専門知識、技術、ベストプラクティスを両国間で共有する等の協力関係を構築するための覚書に署名した。同覚書では、特にアクセシビリティの確保、電話や SMS による詐欺対策、個人データ保護、新興技術、電子政府、サイバーセキュリティ等

の分野における連携を強調している。2023年1月には、DICTと中国工業情報化部は、AI、5G、クラウド、IoT等の先端分野での専門知識の共有や、5G、6G等に関する民間の協力支援、電子政府、デジタル・ガバメント戦略、データセンター標準に関する協力を内容とする覚書を署名した。また、同月DICTは、米国、日本、英国、フランス、タイ、マレーシア、ブルネイ等と知識共有や共同プロジェクトに関する議論をしていると明かしている。

なおDICTは、現在フィリピンではマルコス政権が電子行政サービスのガバナンス統合を推進している最中であることや、7,100の島々のアクセシビリティ改善に積極的に取り組んでいること等を挙げ、フィリピンをアジアの次世代ハイパー・スケーラー・ハブに育て、外国投資を拡大するための準備を進めていることを強調している。

IV 関連技術の動向

基準認証制度

NTCの機器標準部（Equipment Standards Division）が、電気通信機器関連の規則制定や技術標準の普及、制定、認証を行っている。また、機器標準部では、型式検定書（Type Approval Certificate）と型式認証書（Type Acceptance Certificate）の2種類を発行している。型式検定書では、国内で機器検定試験を実施し発行する。一方の型式認証書は、海外で認められた機器が国内で検定試験を行わない場合に、型式検定書の代替となり発行されるものである。

V 事業の現状

1 固定電話

島嶼群により国家が構成されている地理的要件から固定電話の普及水準は低い。有線のほか、固定無線アクセス（FWA）も使用されている市場シェアはPLDTとグローブが概ね二分している。

2 移動体通信

移動体通信市場は、概して支配的事業者PLDT傘下のスマート（Smart Communications）と競争事業者であるグローブの複占市場である。PLDTは2011年10月に市場第3位の事業者であったデジタル（Digitel）を買収しており、この結果、移動体通信市場は現行の複占状態となった。

なお、2019年7月に中国電信系列のDito Telecommunityが第3の事業者として移動体通信市場での営業を認可され、2021年3月にダバオ及びセブで商用サービスを開始、同年5月にはルソン島、ミンダナオ島、ヴィサヤ諸島の主要地区でサービスを開始した。

2022年6月現在、移動体通信市場のシェアはスマートが約53%、グローブが

約 42%、Dito Telecommunity が約 6% である。5G についてはグローブが 2020 年 2 月に、スマートが 2020 年 7 月にノンスタンドアロン (NSA) 方式による商用サービスを開始している。また、スマートはスタンドアロン (SA) 方式の商用サービスも 2021 年 10 月より開始している。

3 インターネット

インターネット接続は固定通信網の設備不足を反映して低水準である。グローブと PLDT が 2 大事業者である。その他の事業者としては光ファイバ網運営事業者のコンバージ ICT (Converge ICT Solutions) 等が存在する。

VI 運営体

1 フィリピン長距離電話会社 (PLDT)

Philippine Long Distance Telephone

Tel.	+63 2 8816 8684
URL	https://main.pldt.com/
所在地	Ramon Cojuangco Building, Makati Ave. corner Ayala Ave., Legaspi Village, Makati City, Metro Manila, PHILIPPINES
幹部	Alfredo S. Panlilio (社長兼最高経営責任者 / President and CEO)

概要

1928 年に設立され、100 年間 (2028 年まで) の事業免許を得ている国内最大の電気通信事業者である。主に国際通信及び国内通信サービスを提供してきたが、2000 年にスマートを買収し、移動体通信分野にも進出している。2011 年 10 月には当時市場第 3 位の移動体通信事業者であったデジタルも買収した。

PLDT は 2020 年 9 月、自社の DSL 加入者を無料で FTTx にアップグレードすることを旨とする、18 か月間に及ぶ「近代化プログラム」を発表、2021 年度内に計画を完了する意向を示している。2022 年 6 月 30 日現在、PLDT の主要株主は、PCD ノミニエ (36.87%)、フィル・テレコムズ・インベストメント (12.05%)、JG サミット (11.23%)、NTT ドコモ (10.55%)、メトロ・パシフィック・リソース (9.98%)、JP モルガン香港 (6.72%)、NTT コミュニケーションズ (5.85%) である。

(注) このうちフィル・テレコムズ・インベストメントとメトロ・パシフィック・リソースは PLDT の Manuel V. Pangilinan 会長が社長を務めるファースト・パシフィック・グループの傘下企業であり、同グループが実質的な主要株主である。PCD ノミニエは預託証券の発行会社である。

2 グローブ

Globe Telecom

Tel.	+63 2 7730 2000
URL	https://www.globe.com.ph/
所在地	The Globe Tower, 32nd Street corner 7 th Avenue, Bonifacio Global City, Taguig, PHILIPPINES
幹部	Ernest L. Cu (最高経営責任者／President and CEO)

概要

固定電話、移動体通信及びブロードバンドを提供する国内最大の競争的総合通信事業者である。グローブは 2012 年 12 月に固定通信事業者バヤンテル (BayanTel) の株式を約 98% 取得したが、PLDT 等の競合事業者からの反対により買収が未承認であった。2015 年 7 月、NTC が同買収を承認し、バヤンテルを傘下に置くこととなった。

アヤラコープ (Ayala Corporation) とシングテル・グループ (Singtel Group) の合弁会社であるアジアコム・フィリピン (Asiacom Philippines) が 54.26% を所有。アヤラは直接 14.09% の株式を所有し、シングテルは 21.44% を所有している。

放 送

I 監督機関等

1 電気通信委員会 (NTC)

(通信 / I - 2 の項参照)

所掌事務

放送に関する主な所掌事務は、ケーブルテレビ、テレビ、ラジオ事業者の監督、免許付与、放送サービスに関する政策立案と規制監督である。

2 大統領府広報部 (PCO)

Presidential Communications Office

URL	https://ops.gov.ph/
所在地	メインオフィス改修のため、以下住所のオフィスを含む複数オフィスに分散。7th Floor Times Plaza Building, United Nations Ave., Ermita, City of Manila, PHILIPPINES

幹 部	Atty Cheloy E. Velicaria-Garafil（広報大臣／Secretary）
-----	--

所掌事務

「2022年大統領令第2号」により設置され、政府の広報部門を担う。「大統領府広報部（Presidential Communications Operations Office: PCOO）」から Office of Press Secretary に改称されたが、2023年1月に更に現在の名称に改称されている。国営通信社や国営放送事業者各社を傘下に置いている。

3 映画テレビ審査格付委員会（MTRCB）

Movie and Television Review and Classification Board

URL	https://midas.mtrcb.gov.ph/
所在地	MTRCB Building, No.18 Timog Avenue, Quezon City, PHILIPPINES
幹 部	Diorella Maria “Lala” Sotto-Antonio（委員長／Chairperson）

所掌事務

「1985年大統領布告第1986号」により設置された大統領府の直属機関で、映画及びテレビ番組の内容の審査、分類を実施している。

II 法令

放送事業全般に関する基本法令はなく、「1987年憲法」第19条が国家に対して放送を含むマスメディアに対する規制権限を付与している。無線ラジオ及びテレビ放送事業に対する個別の規制は、通信分野と同様に「1979年大統領令第546号」に従い、NTCが所掌している。他方、ケーブルテレビについては「1987年大統領令205号」が適用される。その他、放送局の所有に関する「1974年大統領布告第576-A号」やMTRCBの設立を規定した「1985年大統領布告第1986号」等が放送事業を規制している。

III 政策動向

1 免許制度

外資規制

「1987年憲法」第16条第11項で、地上テレビ放送、ケーブルテレビを含むマスメディアへの外資参入は禁止されている。

2 公共放送関連政策

「2010年大統領令第4号」により、国営放送事業者 Philippine Broadcasting Services (PBS)、People’s Television Network Inc. (PTNI)、Intercontinental Broadcasting Corporation (IBC)、Radio Philippines Network (RPN) が PCOO

(現 PCO) 傘下に統合された。なお、PCCO は 2011 年から RPN の株式を Nine Media Corporation 等の民間部門に放出し、2020 年現在、政府の RPN 保有株式は全体の 20% である。

3 地上デジタル放送

NTC は 2010 年 6 月に地上デジタル放送の規格に ISDB-T 方式を採用することを決定、2018 年 1 月には PTNI がマニラ都市圏で運営している PTV4 (People's Television 4) が地上デジタル放送を開始した。2016 年 3 月には、地上デジタル放送受信機規格が公布され、販売店におけるデジタル放送対応の有無等のラベリングの義務や、緊急警報放送システム (Emergency Warning Broadcast System : EWBS) 機能の搭載義務等が規定された。地上デジタル放送用の周波数割当計画はマニラ首都圏をはじめほぼ全国で完成し、各放送事業者への通知、免許手続が進められている。また、14-20ch 帯域を新たに地上デジタル放送用に割り当てるための規則が 2016 年 6 月に規定された。2017 年 10 月に DICT は「地上デジタル放送移行プランの枠組み」を公表、地上デジタル放送への完全移行の期限を 2023 年末に設定した。

IV 事業の現状

1 ラジオ

主な全国放送は、地上テレビ局が所有するネットワークの GMA Network (GMA) 等である。国営放送として PCO が運営する PBS が存在し、AM 波による公共放送「Radyo ng Bayan」、英語及びフィリピン語による国際短波放送「Radyo Pilipinas」を実施してきたが、2017 年 6 月に双方を「Radyo Pilipinas」のブランド名で統一することが発表された。

2 テレビ

全国放送を行う代表的な事業者は、商業放送の GMA、TV5 Network (PLDT が間接出資) の 2 社、及び国営放送の PTNI、IBC の 2 社である。また、政府が一部株式を保有する RPN は米国 CNN とフランチャイズ契約を結び、2015 年 3 月に CNN Philippines として放送を開始した。

3 衛星放送

衛星放送事業者は Cignal (PLDT が間接出資)、Dream Satellite TV、G Sat、SkyDirect (ABS-CBN 傘下) の 4 社で、2019 年現在の加入総数は約 335 万である。

4 ケーブルテレビ

ITU 統計によればフィリピンにおけるケーブルテレビ加入者は、2019 年 3 月現在で約 276 万 5,000 である。また、フィリピン統計機構 (Philippine Statistics Authority : PSA) によればケーブルテレビ市場には 2018 年時点で、地域放送を

実施する小規模事業者を中心に 1,268 社が存在している。

主要ケーブルテレビ事業者は SkyCable (ABS-CBN 傘下) 及びその子会社である Destiny Cable、Global Cable (大手ニュース専門局 GNN 傘下)、Cablelink で、SkyCable が半数近くの市場シェアを有している。

V 運営体

1 ABS-CBN Broadcasting Corporation (ABS-CBN)

URL	https://www.abs-cbn.com/
所在地	Sgt. E.A., Esguerra Avenue, Quezon City 1103, PHILIPPINES
幹部	Carlo L. Katigbak (会長兼最高経営責任者 / President and CEO)

概要

Lopez Group が所有する国内最大の商業テレビ放送事業者であり、地上テレビ放送 1 系統のほか、全国各地に多数のラジオ局を保有してきた。また、有料放送事業者 SkyCable も子会社としている。国内制作の番組を中心に、スペイン語からの吹替え番組や英語番組を提供してきた。

しかし、長年にわたるドゥテルテ大統領 (当時) との政治的対立を背景に、2020 年 5 月の 25 年間の放送事業の免許期間終了時に、NTC は ABS-CBN に対して放送停止を命令、系列局も含み ABS-CBN の放送は中止されることとなった。同年 7 月、下院議会の立法免許委員会 (Committee on Legislative Franchises) は ABS-CBN の事業免許更新を 70 対 11 の圧倒的な多数で否決、同年 8 月には最高裁判所が NTC 命令の停止嘆願を却下、同年 9 月には NTC は ABS-CBN に割り当てられた周波数を返還するよう命令を下したため、ABS-CBN の事業継続は困難なものとなった。

なお、NTC は 2022 年 1 月、ABS-CBN が使用していた二つの周波数帯域をメディア企業 AMBS、SMNI 及び Aliw の 3 社に付与すると発表した。

2 GMA Network (GMA)

URL	https://www.gmanetwork.com/
幹部	Felipe L. Gozon (会長兼最高経営責任者 / Chairman and CEO)

概要

フィリピン第 2 位の商業テレビ放送事業者である。総合放送 GMA Network を 1 系統、国際放送を 3 系統、ニュース専門チャンネル GMA News TV を 1 系統で実施している。ラジオ放送も FM 放送を 2 系統で実施している。2016 年 12 月、地上デジタル放送への初期投資として約 4 億 PHP を投入すると発表、2019 年 2

月には約 10 億 PHP を追加投資する計画を明らかにした。なお、GMA は 2020 年 5 月より、NTC により恒久的に付与された UHF チャンネル 15 を使用し、マニラ首都圏での地上デジタル放送のテスト放送を開始している。

電 波

I 監督機関等

電気通信委員会（NTC）

（通信／I－2 の項参照）

周波数分野に関する業務は、特殊免許局（Special Licensing Branch：SLB）と、委員長直下の無線周波数計画部（Radio Spectrum Planning Division：RSPD）、放送事業部（Broadcast Services Division：BSD）及び機器標準部（Equipment Standard Division：ESD）が所掌する。特殊免許局は、特殊無線事業部（Special Radio Services Division：SRSD）と安全無線事業・STCW 認証部（Safety Radio Services and STCW Compliance Division：SRSSCD）の 2 部からなる。周波数分野における NTC の主な所掌事務は以下のとおりである。

- ①無線局の導入、運用、及び維持のための免許付与
- ②周波数の分配・割当て
- ③無線通信機器・放送機器・宅内通信機器の型式認定・認証
- ④無線通信検査の実施及び無線従事者証明の発行
- ⑤周波数管理及び電波利用料の賦課

無線通信機器を含む電気通信及び放送機器に関する標準規格の策定制定についても NTC が所掌している。

II 電波監理政策の動向

1 電波監理政策の概要

「公衆電気通信政策法」に示された電波政策における基本の方針に基づき、NTC が希少な公共資源である電波の効率使用のための電波監理を担っており、「実施規則」に基づき周波数使用の許可や無線局及び電気通信設備の管理監督を実施する。

2 無線局免許制度

無線局及び無線通信に関する規制の原則は、「無線通信規制法」で定められてお

り、無線局の運用には、基本的には無線局免許が必要となる。無許可での無線通信局の設置や無線局免許の譲渡を禁止しているが、会社自体の売却は許容されている。また、第三者に無線通信サービスを提供するためには、電気通信営業許可（フランチャイズ）の取得が前提となり、放送サービスを提供するためには公共性の観点からパブリック・ヒアリングが実施されたうえで免許が交付される。

（１）グローブ、PLDTに続く第３の移動体通信事業者の参入

NTCは、2013年に、PLDTがデジタルを買収する条件としてNTCに返還した3G用周波数10MHzの免許再割当のためのオークションについて検討を開始した。また、2017年に、NTCは未使用の周波数の再利用を図る方針を示し、割当済みの周波数リスト及び未使用の周波数リストを双方公表し、第３、第４の移動体通信事業者の市場参入が可能であるとの見解を示した。

2018年1月に、ドゥテルテ大統領（当時）は新規の設備通信事業者を早急に選定することを指令、NTCは同年2月より新規事業者の入札要件に関するパブリック・コメントを公募、その後、同年9月通達「Memorandum Circular 09-09-2018」を発表、入札要件が決定した。主な概要は以下のとおり。

・資格 ①支配的な電気通信事業者の関連当事者ではなく、かつ、未払周波数利用料等を有しない電気通信フランチャイズの保持者、②監査財務諸表において少なくとも100億PHPの払込済資本を有していること、③直近10年間で全国規模の電気通信サービス運用の経験を有すること。

・割当周波数

周波数帯	周波数
700MHz	738.0-748.0MHz
	793.0-803.0MHz
2100MHz	1955.0-1970.0MHz
	2145.0-2160.0MHz
2000MHz	2010.0-2025.0MHz
2.5GHz	2535.0-2555.0MHz
3.3GHz	3300.0-3400.0MHz
3.5GHz	3480.0-3520.0MHz

出所：<https://ntc.gov.ph/wp-content/uploads/2018/MC/MC-09-09-2018.pdf> 等

同通達は2018年10月に発効し、応募者は11月までに応札書類を提出した。その結果、DICTは3件の応募があり中国電信の主導するコンソーシアムであるMislattel（現Dito Telecommunity）だけが適格参加者となったと発表、同月、正式にMislattel(当時)を第３の移動体通信事業者として選定したことを発表した。

(2) 共用通信塔

DICT は 2020 年 6 月、各移動体通信事業者各社が自ら建設していた通信塔を第三者に建設させることで競争原理を導入し、通信基盤構築の加速化を図るためのガイドライン「Department Circular 008-2020」を発表した。この施策は、DICT が、既存の通信サービスのカバレッジ拡大に加え、5G の導入環境の整備には、基地局数を既存の 1 万 9,000 から約 5 万に増加させる必要があると判断していることを反映している。

同ガイドラインにおいて「共用パッシブ通信タワー・インフラ (Shared Passive Telecommunications Tower Infrastructure)」と称される共用通信塔は、通信事業者ではない「独立タワー事業者 (Independent Tower Companies : ITC)」により建設、運用されることとなる。ITC は DICT による許認可事業者であり、認可期間は 5 年で、更新継続が可能である。

ITC が運用する共用通信塔には、移動体通信事業者全社及び DICT が、同一の通信塔を使用して、もれなく無線通信設備を運用することが可能なスロットを確保することが義務付けられている。また、コロケーション料金についても、同一で合理的な料金を設定することが義務付けられている。

3 電波監視体制

NTC が国内を 14 の地域に分け、地方局 (Regional Office) を設置して電波監視を実施している。

4 電波利用料制度

電波利用料の徴収については「公衆電気通信政策法」第 15 条によって規定されている。電波利用料に当たる電波使用者負担金 (Spectrum User Fees : SUF) が、NTC が策定した規則「Memorandum Circular 10-10-97」「Memorandum Circular 11-12-2001」(2G 等に対する SUF) 及び「Memorandum Circular 07-08-2005」(3G に対する SUF) に基づき、毎年徴収される。SUF は、基本的には、無線局による使用帯域幅、提供サービスの種類、無線局数、カバー地域及びその地域の経済分類等に基づいて決定される。

なお、アマチュア無線、船舶と航空安全確保のための無線、放送サービスについては、電波利用料は徴収されない。

Ⅲ 周波数分配状況

周波数分配表 (National Radio Frequency Allocation Table : NRFAT) については、「Memorandum Circular 3-3-96」に基づき、NTC が策定する。周波数割当は NRFAT に基づいて実施される。

- ・周波数分配情報 : https://ntc.gov.ph/wp-content/uploads/2022/frequencyallocations/NRFAT_Rev_2020.pdf